

## 風しんの追加的対策について

### 【概要】

風しんの追加的対策では、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性を対象として、2022年3月31日までの3年間、市区町村が実施主体となり、風しんの抗体検査と風しんの定期接種（風しんの第5期の定期接種）を実施します。

### 【追加的対策の主なポイント】

- 特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、
- ①ワクチンの効率的な活用のため、まずは風しん抗体検査を受けていただくこととし、全国で原則無料で実施。
  - ②予防接種法に基づく定期接種の対象とし、3年間、全国で原則無料で定期接種を実施。（定期接種は、抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体価がないことが判明した者に対して風しんの第5期の定期接種を行う。）

### 【実施方法】

平成31年度は、まずは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、国が示した全国统一の風しん抗体検査及び定期接種のクーポン券を各市区町村が送付します。

なお、平成31年度にクーポン券を送付しない昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性についても、住民登録のある市区町村に希望すれば、クーポン券を発行します。

### 【集合契約】

風しんの追加的対策事業の抗体検査と第5期定期接種については、各実施医療機関の委任を受けた日本医師会と、各市区町村の委任を受けた全国知事会が集合契約を締結します。

本業務を受託していただける実施医療機関におかれましては、所属する医師会等へ委任状をご提出ください。

また、下記の「集合契約における実施機関の取りまとめ団体」に所属していない医療機関は、市へ委任状を提出することで、本事業へ参加することができます。

（委任状提出後、集合契約に参加できるまでに2か月程度時間を要する見込みです。）

**別添1** 集合契約における実施機関の取りまとめ団体（2019年3月現在）

**別添2** 抗体検査及び予防接種の実施に関する集合契約イメージ

◆詳しくは、厚生労働省ホームページ「風しんの追加的対策」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kanse-nshou/rubella/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kanse-nshou/rubella/index_00001.html)

問い合わせ：地域保健センター 電話：048-256-2022

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第2版)

## 集合契約における実施機関の取りまとめ団体（2019年3月現在）

公益社団法人 日本人間ドック学会
公益社団法人 結核予防会
一般社団法人 日本総合健診医学会
公益財団法人 予防医学事業中央会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
独立行政法人 労働者健康安全機構
国立大学附属病院長会議
一般社団法人 全国公私病院連盟
公益社団法人 全国自治体病院協議会
地域包括ケア病棟協会
一般社団法人 日本医療法人協会
一般社団法人 日本社会医療法人協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本慢性期医療協会
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会
独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 地域医療機能推進機構
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
郡市区医師会
都道府県医師会（※）

※郡市区医師会からの再委任先

## 集合契約における契約の代理人

公益社団法人 日本医師会
全国知事会

